第２号様式(第６条第１項)

有料老人ホーム重要事項説明書

作成日　2024 年　10 月　1 日

1　事業主体概要

事業主体名	株式会社YSナーシング
代表者名	代表取締役　長堀真己
所在地	横浜市中区長者町4-9-1
電話番号／ＦＡＸ番号	045-250-5665 ／ 045-250-5661
ホームページアドレス	https://www.yuyuassist.co.jp/
設立年月日	2012年（平成24年）10月1日
直近の事業収支決算額 ※１	（収益） 773百万円 （費用） 700百万円 （損益） 73百万円
会計監査人との契約	無 ・ 有（ 公認会計士・税理士 高野 伊久男 ）
他の主な事業	介護事業

※１　原則として、収益は売上高＋営業外収益、費用は売上原価＋販売費及び一般管理費＋営業外費用、損益は経常利益とする。

2　施設概要

施設名		ゆうゆうassistナーシングホーム横浜･長者町
施設の類型及び表示事項	類型	1 介護付（一般型・外部サービス利用型） 2 住宅型　3 健康型
	居住の権利形態	1 利用権方式　2 建物賃貸借方式 3 終身建物賃貸借方式
	入居時の要件	1 自立　2 要介護　3 要支援・要介護 4 自立・要支援・要介護
	介護保険	1 市指定介護保険特定施設 （番号　、指定年月日　） 介護専用型・混合型・混合型（外部サービス利用型）・地域密着型・介護予防・介護予防（外部サービス利用型） 2 介護保険在宅サービス利用可
	居室区分	1 全室個室（夫婦等居室含む）　2 相部屋あり
	介護に関わる職員体制	：　以上
	提携ホームの利用等	1 提携ホーム利用可（　） 2 提携ホーム移行型（　）
開設年月日		令和6年10月1日
施設の管理者氏名		秋山　真道
所在地		横浜市中区長者町3－7
電話番号／ＦＡＸ番号		045-250-5665 ／ 045-250-5661
メールアドレス		ysn-jimukyoku@yuyuassist.co.jp
交通の便 ※３		ＪＲ根岸線　関内駅から徒歩7分　（約500m） 横浜市営地下鉄　伊勢佐木長者町駅から徒歩2分（約150m）
ホームページアドレス		https://www.yuyuassist.co.jp/choujamachi/

<table>
<tr><td>敷地概要 ※４</td><td>権利形態　所有　・借地
（借地の場合の契約形態）　通常借地契約・定期借地契約
（借地の場合の契約期間）　2024年10月1日～2044年9月30日
（通常借地契約における自動更新条項の有無）　無・有
敷地面積　（土地登記簿）1,124.37㎡　（実測）1124.37㎡</td></tr>
<tr><td>建物概要</td><td>権利形態　所有　・借家
（借家の場合の契約形態）　通常借家契約・定期借家契約
（借家の場合の契約期間）　2024年10月1日～2044年9月30日
（通常借家契約における自動更新条項の有無）　無・有
建物の構造　鉄筋コンクリート造地上9階地下1階建（耐火・準耐火・その他）
延床面積　6,945.38㎡（うち有料老人ホーム 6,518.71㎡ ）
建築年月日　平成23年 6月 15日建築
改築年月日　年 月 日改築
建築確認の用途指定　有料老人ホーム・その他（クリニック、薬局、訪問介護、居宅介護支援、ギャラリー）</td></tr>
<tr><td>一般居室、介護居室の概要</td><td>居室総数　109室　定員　137人（一時介護室を除く）
（内訳）
<table>
<tr><th>居室定員</th><th colspan="2">室　数</th><th>面　積</th><th>居室定員</th></tr>
<tr><td rowspan="4">一般居室</td><td colspan="2">個　室</td><td>46室</td><td>35.68㎡～64.60㎡</td></tr>
<tr><td>うち2人定員</td><td>28室</td><td>50.22㎡～64.60㎡</td></tr>
<tr><td colspan="2">２人部屋（相部屋）</td><td>室</td><td>㎡～　㎡</td></tr>
<tr><td colspan="2">人部屋（相部屋）</td><td>室</td><td>㎡～　㎡</td></tr>
<tr><td rowspan="3">介護居室</td><td colspan="2">個　室</td><td>63室</td><td>18.04㎡～22.85㎡</td></tr>
<tr><td colspan="2">２人部屋（相部屋）</td><td>室</td><td>㎡～　㎡</td></tr>
<tr><td colspan="2">人部屋（相部屋）</td><td>室</td><td>㎡～　㎡</td></tr>
</table></td></tr>
<tr><td rowspan="13">共用施設・設備の概要（設置箇所、面積、設備の整備状況等）</td><td colspan="2">食堂</td><td>設置階　2.3.4.5階
2階　（ 59.44㎡）
3･4･5階　（ 66.74㎡）</td></tr>
<tr><td>浴室</td><td>一般浴槽</td><td>設置階　3･4･5階　（ 9.85㎡）</td></tr>
<tr><td rowspan="2">浴室</td><td>リフト浴</td><td>設置階　3･4 階　（ 9.85 ㎡）</td></tr>
<tr><td>ストレッチャー浴</td><td>設置階　2 階　（ 11.34 ㎡）</td></tr>
<tr><td colspan="2">便所</td><td>設置箇所　各居室、各浴室、1.2.3.4.5階に共用</td></tr>
<tr><td colspan="2">洗面設備</td><td>設置箇所　各居室、各浴室、2.3.4.5階に共用</td></tr>
<tr><td colspan="2">医務室（健康管理室）</td><td>設置階　2階　（ 8.90㎡）</td></tr>
<tr><td colspan="2">談話室</td><td>設置階　2階　（ 20.23㎡）</td></tr>
<tr><td colspan="2">面談室</td><td>設置階　（　㎡）</td></tr>
<tr><td colspan="2">事務室</td><td>設置階　2階</td></tr>
<tr><td colspan="2">洗濯室</td><td>設置階　2階　（ 19.44㎡）
3.4.5階　（各 7.90㎡）</td></tr>
<tr><td colspan="2">汚物処理室</td><td>設置階　3.4.5.6.7.8.9階</td></tr>
<tr><td colspan="2">看護・介護職員室</td><td>設置階　3.4.5階</td></tr>
</table>

	機能訓練室	設置階　2階　　（ 36.13㎡)） 他の共用施設との兼用　(無)・有（　　）
	健康・生きがい施設	設置階　　（　　㎡）
	エレベーター ※５	2基(うちｽﾄﾚｯﾁｬｰ搬入可　1基))
	スプリンクラー	設置箇所　全館(各居室･設備、廊下)
	居室のある区域の廊下幅	介護居室のある区域の廊下幅 (1.85m～2.0m)
消防用設備等	消火器	無・(有)
	自動火災報知設備	無・(有)
	火災通報設備	無・(有)
	スプリンクラー	無・(有)
	防火管理者	無・(有)
	防災計画（水害・土砂災害を含む）	無・(有)
緊急通報装置等緊急連絡・安否確認	緊急通報装置等の種類及び設置箇所 緊急コールの設置 設置箇所:各居室･居室ﾄｲﾚ及び共用ﾄｲﾚ･浴室 安否確認の方法･頻度等 一般居室　1回/日、介護居室　随時	
危険区域の指定状況	(無)・有（指定されている危険区域　1 水害　2 土砂災害　3 その他（　　））	
同一敷地内の併設施設又は事業所等の概要 ※６		
有料老人ホーム事業の提携ホーム及び提携内容		

※３　最寄りの交通機関からの距離を徒歩で示す場合は、１分を 80m以下の距離で換算すること。
※４　借地契約を締結していない場合は、敷地面積のみ記入する。
※５　ここでいうストレッチャーは標準仕様のものとする。
※６　同一建物内の施設は全て、営業主体と面積とともに記入する。併設施設又は事業所等が、介護保険法により居宅サービス事業者として指定されている場合（指定居宅介護支援を含む）は、その種類と番号を記載すること。

３　利用料 ※７

（１）利用料の支払い方式

支払い方式 ※８		前払い方式　　月払い方式　　(選択方式)
入院等による不在時における利用料金（月払い）の取り扱い		(1)　減額なし 2　日割り計算で減額 3　不在期間が　　日以上の場合に限り、日割り計算で減額
利用料金の改定	条件	神奈川県に係わる消費者物価指数及び人件費・物価の変動等に基づく。
	手続方法	運営懇談会の意見を聞いて決定します。

（２）前払い方式

費用の支払方法 ※９	入居受付申込金 １　入居申込時に入居受付申込金として5万円お支払いいただきます。受付申込金は入居契約時に前払金に充当させていただきます。 ２　契約締結にいたらなかった場合、入居受付申込金（5万円）は返却いたします 前払金（基本前払金） １　契約時に前払金の内金として150万円（上記入居受付申込金5万円を含む）をお支払いただきます。 ２　前払金から前項の内金（150万円）を差し引いた残金は入居前日までにお支払いただきます ３　入居前の解約の場合、前払金は全額返金いたします。 月額利用料 １　月額利用料のうち家賃相当分は、当月23日（金融機関の休業日の場合は、翌営業日）に翌月分を口座振替します。 ２　その他のサービス費用は、前月分を当月23日に口座振替します。
敷　金	(無)・有（　　円、家賃相当額の　　か月分）
前払金※一般居室前払金（介護費用の前払金を除く）	法第29条第6項に規定される前払金 ※　前払金初期償却は入居日の翌日から、償却期間をこえる期間に備える金額部分を一括償却します。（入居日の翌日から3月以内の解約の場合は、この初期償却も返還対象となります。） ※　２人部屋に2人目の入居の場合は加算入居金分（入居者が2名である場合加算額）の合計金額とします。2人部屋に2人目の入居の場合居年齢は若い方の年齢を基準とします。この加算入居金金額は償却期間をこえる期間に備える金額部分に相当いたしますので、一括償却します。（入居日の翌日から3月以内の解約の場合は、この初期償却も返還対象となります。） ※　初期償却は15%とし、想定居住期間（償却期間）を超えて入居契約が継続する場合に備えて受領する金額とします。 ※　入居時要件：自立・要支援 2,170万円～4,589万円 （居室面積により異なります。別紙価格表参照）
前払金※介護居室前払金（介護費用の前払金を除く）	法第29条第6項に規定される前払金 ※　初期償却は13%～29%と、それぞれの年令における想定居住期間（償却期間）を超えて入居契約が継続する期間に応じた場合に備えて受領する金額とします。 ※　入居時要件：要支援・要介護 300万円～2,000万円 （年齢により異なります。別紙価格表参照）
想定居住期間又は償却期間	自立・要支援（一般居室）　120ヵ月 要支援・要介護（介護居室）48ヵ月～108ヵ月
算定の基礎（内訳）	建設費、修繕費、固定資産税、管理事務費等を基礎とし、近隣家賃を参照して、償却期間等を勘案して算出。

	解約時の返還金（算定方法等）	1　償却期間内の解約 償却期間内に契約終了した場合は、以下の算定式に基づく額を返還します。 解約時の返還金は、月額利用料未精算分･必要な原状回復費用を除き、居室明渡日の翌日から起算して、90日以内に返還致します。 【前払金返還例】 一般居室（75歳～90歳の例） 償却期間　120ヶ月 【計算式】 （入居者が1人の場合であって契約が終了した場合） ･償却期間内の場合 （前払金－前払金×15%（償却期間外に備える金額））÷入居日の翌日から償却期間満了日までの実日数×契約終了日から償却期間満了日までの実日数 ･償却期間を超える場合 返還金は無く前払金の追加徴収は行いません （入居者が2人の場合であってその一方が死亡又は退去した場合） 返還金はありません （入居者が2人の場合であってその一方が死亡又は退去した後二人目が死亡又は退去した場合） ･償却期間の場合 （前払金－前払金×15%（償却期間外に備える金額））÷入居日の翌日から償却期間満了日までの実日数×契約終了日から償却期間満了日までの実日数 ･償却期間を超える場合 返還金は無く前払金の追加徴収は行いません 介護居室（88歳～92歳の例） 償却期間　60ヶ月 【計算式】 ･償却期間内の場合 （前払金－前払金×20%（償却期間外に備える金額））÷入居日の翌日から償却期間満了日までの実日数×契約終了日から償却期間満了日までの実日数 2　償却期間を超える場合 返還金は無く前払金の追加徴収は行いません ･月額利用料の日割り額、必要な原状回復費用を受領します 3　3月以内の死亡･契約解除の場合 入居日から3か月以内において、入居者の契約解除の申し出がなされた場合（死亡 による契約終了も含む）は、日割り計算（いずれの月も30日で日割りを行う）に 基づく月払い費用、実費負担分及び原状回復費用を事業者に支払うことで契約を 終了できるものとします。事業者は当該費用の支払い及び居室の明渡しを受けた後90日以内に、受領済みの前払金の全額を無利息で入居者に返還することと します。但し、実費分として滞在日数に応じて月額利用料の日割り分、介護報酬 の1～3割負担分、原状回復費用等の債務は徴収致します。 月払い方式の場合 契約終了日までの家賃相当額を下記の方法で算定し、残額を返還します。 家賃相当額－家賃相当額÷30×（1日から解約日までの実日数） ･月額利用料の日割り額、必要な原状回復費用を受領します ･保証金（敷金6か月相当額）は全額返金します

返還の対象とならない額の有無	無 ・ 有 （想定居住期間を超えて契約が継続する場合に備えて受領する金額） （　3,255,000円～11,970,000円）
初期償却の開始日	前払金初期償却は起算日から3ヶ月が経過した日に一括償却・月次償却は入居日を起算日とし、翌日から償却を開始します。 償却期間：入居日の翌日から償却期間（想定居住期間）満了日まで。
介護費用の前払金	円 ～ 円
算定の基礎（内訳）	
解約時の返還金（算定方法等）	
返還の対象とならない額の有無	無 ・ 有（ 円）
初期償却の開始日	
一般居室月額利用料	162,250円 ～289,850円（消費税込）
年齢に応じた金額設定	無 ・ 有
要介護状態に応じた金額設定	無 ・ 有

料金プラン ※10	月額利用料	内訳					
		管理費	介護費用	食費	光熱水費	家賃相当額	その他
	162,250（1名入居）	80,850		81,400			
	289,850（2名入居）	127,050		162,800			

算定根拠 ※11	
管理費	共用施設等の維持管理費、事務・管理部門の人件費。
介護費用	
食費	【1人あたり・30日計算】81,400円 ※欠食分（各食）を翌月に返金（次月請求分で相殺）させていただきます。 【返金額】（朝食 440円 昼食 550円 夕食 660円）欠食数の合計金額
光熱水費	居室内の電気料、水道料、ガス料金等は別途実費負担となります。
家賃相当額	前払金に含むため不要。
その他	

月額利用料に含まれない実費負担等 ※12	おむつ代、日用品費、新聞・雑誌等購読費、クリーニング・理美容、個人的な外出の付き添い費用及び交通費、医療機関利用時の医療費自己負担分、レクレーションの材料費 協力病院以外の通院・入退院等の付添費及び交通費、協力病院以外の薬取り、医師の指導による特別食（治療食・栄養補助食品）の提供、年2回の健康診断費用。
消費税の対象外とする利用料等	前払金・家賃相当額

<table>
<tr><td>介護居室月額利用料</td><td colspan="7">242,000円 ～322,000円(消費税込)</td></tr>
<tr><td>年齢に応じた金額設定</td><td colspan="7">(無)・ 有</td></tr>
<tr><td>要介護状態に応じた金額設定</td><td colspan="7">(無)・ 有</td></tr>
<tr><td rowspan="15">料金プラン
別紙明細参照

算定根拠
※11</td><td rowspan="2">月額利用料</td><td colspan="6">内　　訳</td></tr>
<tr><td>管理費</td><td>介護費用</td><td>食費</td><td>光熱水費</td><td>家賃相当額</td><td>その他</td></tr>
<tr><td>242,000</td><td>113,300</td><td></td><td>81,400</td><td></td><td></td><td>47,300</td></tr>
<tr><td>262,000</td><td>113,300</td><td></td><td>81,400</td><td></td><td>20,000</td><td>47,300</td></tr>
<tr><td>282,000</td><td>113,300</td><td></td><td>81,400</td><td></td><td>40,000</td><td>47,300</td></tr>
<tr><td>322,000</td><td>113,300</td><td></td><td>81,400</td><td></td><td>80,000</td><td>47,300</td></tr>
<tr><td>管理費</td><td colspan="6">共用施設等の維持管理費、事務･管理部門の人件費。</td></tr>
<tr><td>介護費用</td><td colspan="6">介護度に応じて利用金額の1割～3割を別途負担となります。</td></tr>
<tr><td>食費</td><td colspan="6">【1人あたり･30日計算】
※　2日前までに欠食届を提出され、3食とも欠食された場合は、1日につき1,650円返還いたします。
【計算式】 1,650円×欠食日数</td></tr>
<tr><td>光熱水費</td><td colspan="6">居室内の電気料、電話料金等は別途実費負担となります。</td></tr>
<tr><td>家賃相当額</td><td colspan="6">全部または一部が前払金に含まれます。</td></tr>
<tr><td>その他</td><td colspan="6">生活支援費　47,300円
･介護保険外のサービスについて
入居者に対し緊急、臨時的又は一時的に入浴、排泄、食事等の介護、その他日常生活の世話。
･費用の設定は常勤換算で日勤2名、夜勤3名を前提、合理的な積算根拠に基づいて。</td></tr>
<tr><td>月額利用料に含まれない実費負担等　※12</td><td colspan="7">おむつ代、日用品費、新聞･雑誌等購読費、クリーニング･理美容、個人的な外出の付き添い費用及び交通費、医療機関利用時の医療費自己負担分、レクレーションの材料費
協力病院以外の通院･入退院等の付添費及び交通費、協力病院以外の薬取り、医師の指導による特別食(治療食･栄養補助食品)の提供、年2回の健康診断費用。</td></tr>
<tr><td>消費税の対象外とする利用料等</td><td colspan="7">前払金･家賃相当額</td></tr>
</table>

<table>
<tr>
<td>介護保険に係る利用料
※13
（適用を受ける場合は、市区町村から交付される「介護保険負担割合証」に記載された利用者負担の割合に応じた額）</td>
<td>
特定施設入居者生活介護　（１か月 30 日の例）
<table>
<tr><th>区　分</th><th>月　　額</th><th>利用者負担額（　割の場合）</th></tr>
<tr><td>要介護１</td><td>円</td><td>円</td></tr>
<tr><td>要介護２</td><td>円</td><td>円</td></tr>
<tr><td>要介護３</td><td>円</td><td>円</td></tr>
<tr><td>要介護４</td><td>円</td><td>円</td></tr>
<tr><td>要介護５</td><td>円</td><td>円</td></tr>
</table>
各種加算の状況
<table>
<tr><td>身体拘束廃止取組の有無</td><td colspan="2">（減算型・基準型）</td></tr>
<tr><td>退院・退所時連携加算</td><td colspan="2">無・有</td></tr>
<tr><td rowspan="2">入居継続支援加算</td><td rowspan="2">無・有</td><td>Ⅰ</td></tr>
<tr><td>Ⅱ</td></tr>
<tr><td rowspan="2">生活機能向上連携加算</td><td rowspan="2">無・有</td><td>Ⅰ</td></tr>
<tr><td>Ⅱ</td></tr>
<tr><td rowspan="2">個別機能訓練加算</td><td rowspan="2">無・有</td><td>Ⅰ</td></tr>
<tr><td>Ⅱ</td></tr>
<tr><td rowspan="2">ADL 維持等加算〔申出〕の有無</td><td rowspan="2">無・有</td><td>Ⅰ</td></tr>
<tr><td>Ⅱ</td></tr>
<tr><td>夜間看護体制加算</td><td colspan="2">無・有</td></tr>
<tr><td>若年性認知症入居者受入加算</td><td colspan="2">無・有</td></tr>
<tr><td>科学的介護推進体制加算</td><td colspan="2">無・有</td></tr>
<tr><td>医療機関連携加算</td><td colspan="2">無・有</td></tr>
<tr><td>口腔衛生管理体制加算</td><td colspan="2">無・有</td></tr>
<tr><td>口腔･栄養スクリーニング加算</td><td colspan="2">無・有</td></tr>
<tr><td rowspan="2">看取り介護加算</td><td rowspan="2">無・有</td><td>Ⅰ</td></tr>
<tr><td>Ⅱ</td></tr>
<tr><td rowspan="2">認知症専門ケア加算</td><td rowspan="2">無・有</td><td>Ⅰ</td></tr>
<tr><td>Ⅱ</td></tr>
<tr><td rowspan="3">サービス提供体制強化加算</td><td rowspan="3">無・有</td><td>Ⅰ</td></tr>
<tr><td>Ⅱ</td></tr>
<tr><td>Ⅲ</td></tr>
<tr><td rowspan="5">介護職員処遇改善加算</td><td rowspan="5">無・有</td><td>Ⅰ</td></tr>
<tr><td>Ⅱ</td></tr>
<tr><td>Ⅲ</td></tr>
<tr><td>Ⅳ</td></tr>
<tr><td>Ⅴ</td></tr>
<tr><td rowspan="2">介護職員等特定処遇改善加算</td><td rowspan="2">無・有</td><td>Ⅰ</td></tr>
<tr><td>Ⅱ</td></tr>
</table>
介護予防特定施設入居者生活介護　（１か月 30 日の例）
<table>
<tr><th>区　分</th><th>月　　額</th><th>利用者負担額（　割の場合）</th></tr>
<tr><td>要支援１</td><td>円</td><td>円</td></tr>
<tr><td>要支援２</td><td>円</td><td>円</td></tr>
</table>
</td>
</tr>
</table>

各種加算の状況

身体拘束廃止取組の有無	（減算型・基準型）	
生活機能向上連携加算	無・有	Ⅰ
		Ⅱ
個別機能訓練加算	無・有	Ⅰ
		Ⅱ
若年性認知症入居者受入加算	無・有	
科学的介護推進体制加算	無・有	
医療機関連携加算	無・有	
口腔衛生管理体制加算	無・有	
口腔・栄養スクリーニング加算	無・有	
認知症専門ケア加算	無・有	Ⅰ
		Ⅱ
サービス提供体制強化加算	無・有	Ⅰ
		Ⅱ
		Ⅲ
介護職員処遇改善加算	無・有	Ⅰ
		Ⅱ
		Ⅲ
		Ⅳ
		Ⅴ
介護職員等特定処遇改善加算	無・有	Ⅰ
		Ⅱ

（３）月払い方式

一般居室

費用の支払方法　※９		毎月払い（翌月分を前納）						
敷金		無　・　有（　家賃相当額の　　6か月分　※居室の広さにより変動）						
月額利用料		388,250円						
年齢に応じた金額設定		無　・　有						
要介護状態に応じた金額設定		無　・　有						
料金プラン　※10	月額利用料	内　訳						
		管理費	介護費用	食費	光熱水費	家賃相当額	その他	
	388,250	80,850		81,400		226,000		
算定根拠 ※11	管理費	共用施設等の維持管理費、事務・管理部門の人件費。						
	介護費用							
	食費	【1人あたり・30日計算】81,400円 ※欠食分（各食）を翌月に返金（次月請求分で相殺）させていただきます。 【返金額】（朝食　440円　昼食　550円　夕食　660円）欠食数の合計金額						
	光熱水費	居室内の電気料、水道料、ガス料金等は別途実費負担となります。						

	家賃相当額	居室の維持管理費　居室面積により算出（別紙明細参照）
	その他	
月額利用料に含まれない実費負担等　※12	おむつ代、日用品費、新聞・雑誌等購読費、クリーニング・理美容、個人的な外出の付き添い費用及び交通費、医療機関利用時の医療費自己負担分、レクレーションの材料費 協力病院以外の通院・入退院等の付添費及び交通費、協力病院以外の薬取り、医師の指導による特別食（治療食・栄養補助食品）の提供、年2回の健康診断費用。	
消費税の対象外とする利用料等	前払金・家賃相当額	

介護居室

費用の支払方法 ※９	毎月払い（翌月分を前納）							
敷金	無　・　有（　900,000円、家賃相当額の　　6か月分）							
月額利用料	392,000円							
年齢に応じた金額設定	無　・　有							
要介護状態に応じた金額設定	無　・　有							
料金プラン ※別紙明細参照	月額利用料	内　訳						
		管理費	介護費用	食費	光熱水費	家賃相当額	その他	
	392,000	113,300		81,400		150,000	47,300	
算定根拠 ※11	管理費	共用施設等の維持管理費、事務・管理部門の人件費						
	介護費用	介護度に応じて利用料金の1割～3割を別途負担となります						
	食費	【1人あたり・30日計算】81,400円 ※欠食分（各食）を翌月に返金（次月請求分で相殺）させていただきます。 【返金額】 1,650円×欠食日数						
	光熱水費	居室内の電気料、水道料、ガス料金等は別途実費負担となります						
	家賃相当額	居室の維持管理費　居室面積により（別紙明細参照）						
	その他	生活支援費　47,300円 ・介護保険外のサービスについて 入居者に対し緊急、臨時的又は一時的に入浴、排泄、食事等の介護、その他日常生活の世話。 ・費用の設定は常勤換算で日勤2名、夜勤3名を前提、合理的な積算根拠に基づいて。						

月額利用料に含まれない実費負担等 ※12	おむつ代、日用品費、新聞・雑誌等購読費、クリーニング・理美容、個人的な外出の付き添い費用及び交通費、医療機関利用時の医療費自己負担分、レクレーションの材料費 協力病院以外の通院・入退院等の付添費及び交通費、協力病院以外の薬取り、医師の指導による特別食（治療食・栄養補助食品）の提供、年2回の健康診断費用。
消費税の対象外とする利用料等	前払金・家賃相当額

<table>
<tr>
<td>介護保険に係る利用料
※13
(適用を受ける場合は、市区町村から交付される「介護保険負担割合証」に記載された利用者負担の割合に応じた額)</td>
<td>
特定施設入居者生活介護　（1か月 30 日の例）
<table>
<tr><th>区　分</th><th>月　　額</th><th>利用者負担額（　割の場合）</th></tr>
<tr><td>要介護１</td><td>円</td><td>円</td></tr>
<tr><td>要介護２</td><td>円</td><td>円</td></tr>
<tr><td>要介護３</td><td>円</td><td>円</td></tr>
<tr><td>要介護４</td><td>円</td><td>円</td></tr>
<tr><td>要介護５</td><td>円</td><td>円</td></tr>
</table>
各種加算の状況
<table>
<tr><td>身体拘束廃止取組の有無</td><td colspan="2">（減算型・基準型）</td></tr>
<tr><td>退院・退所時連携加算</td><td colspan="2">無・有</td></tr>
<tr><td rowspan="2">入居継続支援加算</td><td rowspan="2">無・有</td><td>Ⅰ</td></tr>
<tr><td>Ⅱ</td></tr>
<tr><td rowspan="2">生活機能向上連携加算</td><td rowspan="2">無・有</td><td>Ⅰ</td></tr>
<tr><td>Ⅱ</td></tr>
<tr><td rowspan="2">個別機能訓練加算</td><td rowspan="2">無・有</td><td>Ⅰ</td></tr>
<tr><td>Ⅱ</td></tr>
<tr><td rowspan="2">ADL 維持等加算〔申出〕の有無</td><td rowspan="2">無・有</td><td>Ⅰ</td></tr>
<tr><td>Ⅱ</td></tr>
<tr><td>夜間看護体制加算</td><td colspan="2">無・有</td></tr>
<tr><td>若年性認知症入居者受入加算</td><td colspan="2">無・有</td></tr>
<tr><td>科学的介護推進体制加算</td><td colspan="2">無・有</td></tr>
<tr><td>医療機関連携加算</td><td colspan="2">無・有</td></tr>
<tr><td>口腔衛生管理体制加算</td><td colspan="2">無・有</td></tr>
<tr><td>栄養スクリーニング加算</td><td colspan="2">無・有</td></tr>
<tr><td rowspan="2">看取り介護加算</td><td rowspan="2">無・有</td><td>Ⅰ</td></tr>
<tr><td>Ⅱ</td></tr>
<tr><td rowspan="2">認知症専門ケア加算</td><td rowspan="2">無・有</td><td>Ⅰ</td></tr>
<tr><td>Ⅱ</td></tr>
<tr><td rowspan="3">サービス提供体制強化加算</td><td rowspan="3">無・有</td><td>Ⅰ</td></tr>
<tr><td>Ⅱ</td></tr>
<tr><td>Ⅲ</td></tr>
<tr><td rowspan="5">介護職員処遇改善加算</td><td rowspan="5">無・有</td><td>Ⅰ</td></tr>
<tr><td>Ⅱ</td></tr>
<tr><td>Ⅲ</td></tr>
<tr><td>Ⅳ</td></tr>
<tr><td>Ⅴ</td></tr>
<tr><td rowspan="2">介護職員等特定処遇改善加算</td><td rowspan="2">無・有</td><td>Ⅰ</td></tr>
<tr><td>Ⅱ</td></tr>
</table>
介護予防特定施設入居者生活介護　（1か月 30 日の例）
<table>
<tr><th>区　分</th><th>月　　額</th><th>利用者負担額（　割の場合）</th></tr>
<tr><td>要支援１</td><td>円</td><td>円</td></tr>
<tr><td>要支援２</td><td>円</td><td>円</td></tr>
</table>
</td>
</tr>
</table>

	各種加算の状況 身体拘束廃止取組の有無　（減算型・基準型） 生活機能向上連携加算　無・有　Ⅰ　Ⅱ 個別機能訓練加算　無・有　Ⅰ　Ⅱ 若年性認知症入居者受入加算　無・有 科学的介護推進体制加算　無・有 医療機関連携加算　無・有 口腔衛生管理体制加算　無・有 口腔・栄養スクリーニング加算　無・有 認知症専門ケア加算　無・有　Ⅰ　Ⅱ サービス提供体制強化加算　無・有　Ⅰ　Ⅱ　Ⅲ 介護職員処遇改善加算　無・有　Ⅰ　Ⅱ　Ⅲ　Ⅳ　Ⅴ 介護職員等特定処遇改善加算　無・有　Ⅰ　Ⅱ

（４）共通事項

前払金の返還金の保全措置	申請中　保全措置の内容(前払金の返還債務の保全措置については公益社団法人全国有料老人ホーム協会の有料老人ホーム入居者生活保証制度を利用します。)
サービスの提供に伴う事故等が発生した場合の損害賠償保険等への加入	無　・　(有)　有の場合の保険名(居宅介護事業者賠償責任保険東京海上日動火災株式会社)
短期利用の設定（短期利用特定施設入居者生活介護の届出がある）	(無)　・　有　有の場合は 別添短期利用のサービス等の概要　参照

※７　消費税を含む総額表示とすること。

※８　前払い方式と月払い方式の併用の場合は選択方式とする。

※９　前払金や月額利用料の請求時期や支払い方法等を記入する。

※10　複数の料金プランがあるときはそれぞれのプランの金額を示す。多様なプランがあるときは別紙による明記でも可能だが、その場合でも、最低額、最高額、標準的な額のプランは記載すること。

※11　介護費用は介護保険に係る利用料を除く。
食費が１日単位の場合は、１か月 30 日の場合の費用を記入するとともに、その旨記入する。
光熱水費は当該費用に含まない部分（居室等）の負担がある場合は、その旨記入する。

※12　見込まれる総ての項目名を列記すること。

※13　個別機能訓練加算、夜間看護体制加算、医療機関連携加算、認知症専門ケア加算、サー

ビス提供体制強化加算及び介護職員処遇改善加算を含めて記入する。

4　サービスの内容

（1）サービスの提供方法

入浴、排せつ又は食事の介護	①　自ら実施　　2　委託　　3なし
食事の提供	1　自ら実施　　②　委託　　3なし
洗濯、掃除等の家事の供与	①　自ら実施　　2　委託　　3なし
健康管理の供与	①　自ら実施　　②　委託　　3なし
安否確認又は状況把握サービス	①　自ら実施　　2　委託　　3なし
生活相談サービス	①　自ら実施　　2　委託　　3なし

（2）サービス等の内容

月額利用料（介護費用、光熱水費、家賃相当額を除く）に含まれるサービスの内容・頻度等	管理費	共用施設等の維持管理、フロントにおける各種取次ぎサービス、入退院時の手続介助、生活相談。
	食　費	1日3食の提供、おやつ、配膳、飲み物。（介護居室）
	その他	生活支援
(介護予防)特定施設入居者生活介護による保険給付及び介護費用によりホームが提供する介護サービスの内容・頻度等	別添　介護サービス等の一覧表による	
月額利用料に含まれない実費負担の必要なサービスとその利用料	別添　介護サービス等の一覧表及び管理規程による	
一部又は全部の業務を委託する場合は委託先及び委託内容 ※14	コンパスグループ･ジャパン株式会社 施設内調理･食品管理	
苦情解決の体制（相談窓口、責任者、連絡先、第三者機関の連絡先等）　※15	・　施設　ゆうゆうassistナーシングホーム横浜･長者町 相談窓口（秋山）　0120-255-899 ・　本社　株式会社YSナーシング 介護事業部窓口(一柳)　045-650-5633 【第三者機関】 ・　公益社団法人全国有料老人ホーム協会　03-5207-2763 ・　横浜市健康福祉局高齢健康福祉部 高齢施設課　045-671-4117(代表)	
事故発生時の対応（医療機関等との連携、家族等への連絡方法・説明等）	事故対応マニュアルに基づいて、事故･災害及び急病･負傷等発生の場合職員により的確かつ迅速に応急措置に当たります。また、状況により医師と連絡をとり協力医療機関等での救急治療あるいは、救急入院が受けられるよう計らいます。家族対応については、入居者の状態を明確に把握したうえ、管理者(スタッフ)から家族への報告･説明を行います。また、事故についての検証、今後の防止策を講じます。	

<table>
<tr><td>事故発生の防止のための指針</td><td colspan="3">無 ・ 有</td></tr>
<tr><td>損害賠償（対応方針及び損害保険契約の概要等）</td><td colspan="3">万一事故など発生した場合は、速やかに損害保険等の手配をするなど、解決に向けての誠実な対応を行います。</td></tr>
<tr><td rowspan="2">公益社団法人全国有料老人ホーム協会及び同協会の入居者保証制度への加入状況</td><td colspan="3">協 会 へ の 加 入　　申請中</td></tr>
<tr><td colspan="3">入居者基金への加入　　申請中</td></tr>
<tr><td rowspan="4">利用者アンケート調査、意見箱等利用者の意見等を把握する取組の状況</td><td rowspan="2">有</td><td>実施日</td><td>年2回（5月、10月）</td></tr>
<tr><td>実施内容</td><td>入居する居室へ訪問し個別面談を行う。</td></tr>
<tr><td>無</td><td colspan="2"></td></tr>
<tr><td colspan="3">備考　生活の状況確認や施設へのご意見・ご要望をお伺いします</td></tr>
<tr><td rowspan="3">第三者による評価の実施状況</td><td rowspan="2">有</td><td>実施日</td><td></td></tr>
<tr><td>実施内容</td><td></td></tr>
<tr><td>無</td><td colspan="2"></td></tr>
<tr><td colspan="3">備考</td></tr>
<tr><td>運営懇談会の開催状況
（開催回数、設置者の役職員を除く参加者数、主な議題等）</td><td colspan="3">開催回数開催回数
・運営懇談会は、原則として定例会を年１回開催します。
・定例会の他に株式会社YSナーシングと入居者のどちらか一方が必要と認めた場合は、臨時に開催するものとします。
・2023年度
2024年6月23日実施（YSGホールディングス）
運営懇談会の構成
ご入居者ご本人および身元引受人の方々、『ゆうゆうassistナーシングホーム横浜長者町』の管理者並びに株式会社YSナーシング・ゆうゆうassistナーシングホーム横浜長者町勤務の職員により構成されます。
主な議題
（1）『ゆうゆうassistナーシングホーム横浜・長者町』の入居者の状況、入退居の状況、要介護者等の状況、運営状況。
（2）ご要望に対する改善状況。
（3）医療連携・防災体制・人事報告。
（4）その他お知らせ。（価格改定他）
（5）質疑応答。</td></tr>
</table>

※14　施設の警備業務など入居者の処遇と直接関わらない業務は除く。

※15　施設の体制と併せて、神奈川県国民健康保険団体連合会や公益社団法人全国有料老人ホーム協会など、入居者が利用可能な第三者機関及び行政の担当部署の名称及び連絡先を記入

5　介護を行う場所等

<table>
<tr><td colspan="2">要介護時（認知症を含む）に介護を行う場所</td><td>入居している居室で介護します。
ただし、心身の状況により居室移動の場合があります。</td></tr>
<tr><td rowspan="3">入居後に居室又は施設を替わる場合</td><td>一般居室から介護居室へ移る場合（判断基準・手続、追加費用の要否、居室利用権の取扱い等）</td><td></td></tr>
<tr><td>従前の居室から別の居室へ住み替える場合（同上）</td><td><u>一般居室から介護居室への住み替え</u>
1　事業者は入居者の状態変化に伴い、フロア、居室を変更していただきます。介護居室への住み替え等、居室の住み替えにより、入居者の権利や利用料金等に関し本契約に変更が生じる場合は次の各号に掲げる全ての手続きを行います。それぞれの手続きは書面にて確認します。
一　緊急やむをえない場合を除いて一定の観察期間を設ける。
二　事業者の指定する医師の意見を聴く
三　住み替え後の居室及び介護等の内容、権利の変動、占有面積の変更に伴う費用負担の増減について、入居者及び身元引受人等に説明を行う
四　入居者の同意を得る

<u>追加費用の要否</u>
1　前払金は、入居後の居室の住み替えによって、増額されることはありません。
2　一般居室から介護居室への住み替えの場合であって、「3利用料　解約時の返還金　計算方式」による返還金が介護居室への前払金を上回るときは、返還金を入居者に返還します。但し、事業者は、返還金を無利息で預かり、月額利用料に充当できるものとします。
3　介護居室から他の介護居室への住み替えによる月額利用料の変更はありません。
4　一般居室から介護居室への住み替えの場合は月額利用料のうち月額管理費が変更となります。また月額使用料に生活支援費が新たに加算されます。
5　入居者からの住み替え申し込みの場合は、現居室の補修費用をお支払いいただきます。</td></tr>
<tr><td>提携ホームへ住み替える場合（同上）</td><td></td></tr>
</table>

協力医療機関(又は嘱託医)の概要及び協力内容	名称	社団法人 日本海員掖済会･横浜掖済会病院
	診療科目	内科、胃腸科、外科、眼科、外科、整形外科、皮膚泌尿器科、リハビリテーション科、麻酔科、肛門科
	所在地	横浜市中区山田町1－2
	距離及び所要時間	徒歩 2.5 分 200m
	協力内容	夜間緊急入院、定期健康診断
協力医療機関(又は嘱託医)の概要及び協力内容	名称	長者町ファミリークリニック
	診療科目	内科、皮膚科
	所在地	横浜市中区長者町 3-7YS 長者町ビル 1 階
	距離及び所要時間	徒歩 1分 同一建物内
	協力内容	訪問診療
協力医療機関(又は嘱託医)の概要及び協力内容	名称	島津メディカルクリニック
	診療科目	内科、皮膚科
	所在地	横浜市緑区長津田町 2733
	距離及び所要時間	車 40 分 20,700m
	協力内容	訪問診療
協力歯科医療機関（又は嘱託医）の概要及び協力内容	名称	医療法人港会 みなと歯科
	診療科目	歯科
	所在地	横浜市中区弁天通 6-85
	距離及び所要時間	徒歩 15 分 1,200m
入居者が医療を要する場合の対応（入居者の意思確認、医師の判断、医療機関の選定、費用負担、長期に入院する場合の対応等）	ホームの協力医療機関または入居者が選択する医療機関において治療を受けることができます。費用については、医療保険制度で支給される以外の費用は入居者負担となります。 長期に入院される場合、食費以外の利用料は通常通りのご負担となります。	

7　入居状況等　　（　2024 年　5 月 31 日現在）

入居者数及び定員	106 人（定員　137 人）		
入居者の状況	男　性　25 人、女　性　81 人		
	自　立　19 人		
	要支援　18 人	（内訳）　要支援１　10 人 要支援２　8 人	
	要介護　69 人	（内訳）　要介護１　11 人 要介護２　24 人 要介護３　19 人 要介護４　8 人 要介護５　7 人	
平均年齢	88.4　歳（男性　87.2 歳、女性　88.8 歳）		

注）介護の要否別及び平均年齢については、入居者数が少ない等の状況により、個人が特定される場合には、プライバシー保護の観点から記入する必要はない。

8　職員体制

（1）職種別の職員数等　　（　2024 年　3 月 31 日現在）

		職員数	常勤換算後の人数	うち自立対応	夜間勤務職員数（17：３０～翌9：30）（最少人数）	備考（資格・委託等）
従業者の内訳	管理者	1（　）				
	生活相談員	1（　）				
	直接処遇職員	14（ 7 ）	11.4		4（2）	
	介護職員	10（ 4 ）	8.5		4（2）	
	看護職員	4（ 3 ）	2.9			
	機能訓練指導員	（　）				
	理学療法士	（　）				
	作業療法士	（　）				
	その他	（　）				
	計画作成担当者	（　）				
	医師	（　）				
	栄養士	1（　）				委託
	調理員	3（　）				委託
	事務職員	4（ 4 ）				
	その他職員	3（ 3 ）				清掃
合　計		27（ 21 ）			4（2）	

注１）職員数欄の（　）内は、非常勤職員数で内数

２）直接処遇職員は、要介護者及び要支援者に対して介護サービスを提供する職員と自立者に対して一時的な介護その他日常生活上必要な援助を行う職員を合わせた数とし、また、常勤換算後の人数において、自立者対応の人数を内数で記入

３）機能訓練指導員及び計画作成担当者が他の職務を兼務している場合は、職員数の人数に※印をつけるとともに、兼務している職名を備考欄に記入

４）備考欄には、直接処遇職員や調理員等の委託、看護職員等の機能訓練指導員兼務、計画作成

担当者の介護支援専門員資格等を記入

（２）職員の状況

管理者	他の職務との兼務				1　あり　(2)　なし					
	兼務に係る資格等		1　あり							
			資格等の名称							
			2　なし							
	看護職員		介護職員		生活相談員		機能訓練指導員		計画作成担当者	
	常勤	非常勤	常勤	非常勤	常勤	非常勤	常勤	非常勤	常勤	非常勤
前年度１年間の採用者数					0	0				
前年度１年間の退職者数					1	0				
業務に従事した経験年数に応じた職員の人数　１年未満										
１年以上３年未満		1		4						
３年以上５年未満			2							
５年以上10年未満	1	2								
10年以上			4		1					
従業者の健康診断の実施状況				(1)　あり　　2　なし						

○要介護者・要支援者に対する直接処遇職員体制

（特定施設入居者生活介護事業者（介護予防特定施設入居者生活介護を含む）の指定を受けた施設のみ記入。利用者数の「前年度の平均値」及び職員数の「常勤換算方法」等については、指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準(平成 11 年３月 31 日厚生省令第 37 号)等の規定によること）

	前々年度の平均値	前年度の平均値	今年度の平均値 ※18
要支援者の人数			
要介護者の人数			
指定基準上の直接処遇職員の人数 ※16			
配置している直接処遇職員の人数 ※17			
要支援者・要介護者の合計数人に対する配置直接処遇職員の人数の割合	:	:	:
常勤換算方法の考え方	常勤職員の週勤務時間　　時間で除して算出		
従業者の勤務体制の概要	介護職員　早番　7:00 ～ 16:00 日勤　9:00 ～ 18:00 遅番　11:30 ～ 20:30 夜勤　17:30 ～　9:30		

	看護職員　早番　　：　　～　： 日勤　9:00 ～ 18:00 遅番　10:30～ 19:30 夜勤　　：　　～　：

※16　常勤換算後の人数

※17　常勤換算後の人数。自立者対応の人数を除く。

※18　今年度の平均値は、作成日の前月までの平均値とすること。

○介護職員の保健福祉に係る資格取得状況

社会福祉士	人（　人）	介護職員実務者研修修了者	人（　人）
介護福祉士	6 人（ 6人）	介護職員初任者研修修了者	4 人（　人）
介護支援専門員	人（　人）	資格なし	人（　人）

注１）資格を複数持っている職員がいる場合は、社会福祉士、介護福祉士の順に優先して記入する。他の資格を持っている職員を（　）に外数で記入する。

注２）介護職員基礎研修及び各ホームヘルパー研修修了者は、介護職員初任者研修に含めて記入する。

9　入居・退居等

入居者の条件（年齢、心身の状況(自立・要支援・要介護)等)	①　満年齢65歳以上で介護保険法における要支援認定または要介護認定を受け、施設の支援を受ければ共同生活を営むことができる心身の状況にあること(介護居室) ②　満年齢65歳以上の方で入居時に自立または介護保険法における要支援認定を受け、身の回りの事ができる程度に健康であること(一般居室) ③　入居中の経済的な負担を負えること ④　身元引受人を選任できること(入居金、月々の生活費を支弁できる方) ⑤　必要な場合には施設の協力医により診断を受けること ⑥　その他施設が特別の事情により入居の必要があると認めたものは、前項を適用しない。 伝染性疾患のない方。
身元引受人等の条件及び義務等	身元引受人は、本契約に基づく入居者の事業者に対する債務について、入居者と連帯して履行の責を負うとともに、事業者が管理規程に定めるところに従い、事業者と協議し、必要なときは入居者の身柄を引き取るものとします。
生活保護受給者の受入れ対応	否　・　可
施設又は入居者が入居契約を解除する場合の事由及び手続等　※19	(施設からの契約解除) 1　入居者が次の各号のいずれかに該当し、かつ、そのことが入居契約をこれ以上将来にわたって維持することが社会的通念上著しく困難と認められる場合に、契約を解除することがあります。 一　入居申込書に虚偽の事項を記載する等の不正手段により入居したとき。 二　前払金方式の場合、月払いの利用料その他支払を正当な理由なく3ヶ月遅滞し、かつ未払金を前払金の未償却金額で相殺できないとき 月払い方式の場合、月払いの利用料その他支払を正当な理由なく1ヶ月以上遅滞し、かつ未払金を保証金額で相殺できない恐れが生じたとき

	三　当社の了承を得ないまま入居者以外の第三者と同居されたとき。（契約書第41条） 四　第三者への自室の転貸や交換、または利用権を譲渡したとき。（契約書第3条） 五　入居契約書第20条（禁止又は制限される行為）の規程に違反したとき 六　入居者の行動が、他の入居者又は職員の生命に危害を及ぼし又は、その危害の切迫した恐れがあり、かつ有料老人ホームにおける通常の介護方法及び接遇方法ではこれを防止することができないとき 七　反社会的勢力又はその関係者と判明したとき。 2　前項の規程に基づく契約の解除の場合は、事業者は書面にて次の各号に掲げる手続きを行ないます。 一　契約解除の通告については90日の予告期間をおく。 二　前号の通告に先立ち、入居者及び身元引受人等に弁明の機会を設ける 三　解除通告に伴う予告期間中に入居者の移転先の有無について確認し、移転先がない場合には入居者や身元引受人等、その他関係者・関係機関と協議し移転先の確保について協力する 3　第1項第6号によって契約を解除する場合には、事業者は書面にて前項に加えて次の第一号及び第二号に掲げる手続きを行ないます。 一　医師等専門家の意見を聴く 二　一定の観察期間をおく 4　第1項第7号の場合は第2項の適用することなく、直ちに解除します。 （入居契約者による契約解除） 1　入居者は事業者に対して、少なくとも30日前に解約の申し入れを行なうことにより、本契約を解約することができます。解約の申し入れは事業者の定める解約届を事業者に届け出るものとします。 2　入居者が前項の解約届を提出しないで居室を退去した場合には、事業者が入居者の退去の事実を知った日から起算して　30日目をもって、本契約は解約されたものと推定します。 前払金の返還金は居室明渡日の翌日から起算して3カ月以内に返還します。

前年度における退去者の状況	退去先別の人数	自宅等	人
		社会福祉施設	人
		医療機関	人
		死亡者	11人
		その他	3人
	生前解約の状況	施設側の申出	0人
			（解約事由の例）
		入居者側の申出	3人
			（解約事由の例） 他施設への転居

体験入居の期間及び費用負担等	入居者の条件を満たし、所定の健康診断書を提出された方は、原則1週間の体験入居が可能です。 費用は、1日あたり　13,200円（消費税込） 介護保険は適用外となります。

※19　入居契約の条項に沿って、解除の事由及び手続、予告期間、前払金の返還時期等を正確に記入

１０　情報開示

入居希望者等への情報開示※20	重要事項説明書の公開	１ 公　開（ 閲覧 ・ 写し交付 ）　２ 非公開
	入居契約書の公開	１ 公　開（ 閲覧 ・ 写し交付 ）　２ 非公開
	管理規程の公開	１ 公　開（ 閲覧 ・ 写し交付 ）　２ 非公開
	財務諸表の公開	１ 公　開（ 閲覧 ・ 写し交付 ）　２ 非公開
	事業収支計画の公開	１ 公　開（ 閲覧 ・ 写し交付 ）　２ 非公開

※20　市指針上、重要事項説明書、入居契約書及び管理規程は写し交付、その他は少なくとも閲覧であることに留意すること。

添付書類：別添１「介護サービス等の一覧表」
別添２「短期利用のサービス等の概要」（設定がある場合のみ）
別添３「横浜市有料老人ホーム設置運営指導指針　適合表」

契約の締結にあたり、利用料の詳細な支払い方法を含め、本有料老人ホーム重要事項説明書により説明を行いました。

年　　月　　日　　説明者署名＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

契約の締結に当たり、利用料の詳細な支払い方法を含め、本有料老人ホーム重要事項説明書により説明を受けました。

年　　月　　日　　署　　名＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

ナーシングホーム横浜・長者町（介護居室） 料金表

2024年10月1日

月額利用料（算定プラン）	入居一時金申込金（万円）	68～72	73～78	79～83	84～87	88～92	93～
		2,000	1,800	1,550	1,300	1,000	740
	償却期間（〇ヶ月）	108	96	88	75	60	48
	月額利用料	242,000	242,000	242,000	242,000	242,000	242,000
	家賃	0	0	0	0	0	0
	食費	81,400	81,400	81,400	81,400	81,400	81,400
	管理費	113,300	113,300	113,300	113,300	113,300	113,300
	生活支援費	47,300	47,300	47,300	47,300	47,300	47,300

月額利用料減額プラン	入居一時金申込金（万円）	68～72	73～78	79～83	84～87	88～92	93～
		1,750	1,530	1,310	1,100	860	630
	償却期間（〇ヶ月）	108	96	88	75	60	48
	月額利用料	262,000	262,000	262,000	262,000	262,000	262,000
	家賃	20,000	20,000	20,000	20,000	20,000	20,000
	食費	81,400	81,400	81,400	81,400	81,400	81,400
	管理費	113,300	113,300	113,300	113,300	113,300	113,300
	生活支援費	47,300	47,300	47,300	47,300	47,300	47,300

基本プラン	入居一時金申込金（万円）	68～72	73～78	79～83	84～87	88～92	93～
		1,450	1,260	1,080	910	710	520
	償却期間（〇ヶ月）	108	96	88	75	60	48
	月額利用料	282,000	282,000	282,000	282,000	282,000	282,000
	家賃	40,000	40,000	40,000	40,000	40,000	40,000
	食費	81,400	81,400	81,400	81,400	81,400	81,400
	管理費	113,300	113,300	113,300	113,300	113,300	113,300
	生活支援費	47,300	47,300	47,300	47,300	47,300	47,300

一時金減額プラン（家賃8万）	入居一時金申込金（万円）	68～72	73～78	79～83	84～87	88～92	93～
		840	730	620	520	430	300
	償却期間（〇ヶ月）	108	96	88	75	60	48
	月額利用料	322,000	322,000	322,000	322,000	322,000	322,000
	家賃	80,000	80,000	80,000	80,000	80,000	80,000
	食費	81,400	81,400	81,400	81,400	81,400	81,400
	管理費	113,300	113,300	113,300	113,300	113,300	113,300
	生活支援費	47,300	47,300	47,300	47,300	47,300	47,300

月払いプラン	頭金（家賃6か月分）※退去時全額返金（万円）	介護居室
		90
	月額利用料	392,000
	家賃	150,000
	食費	81,400
	管理費	113,300
	生活支援費	47,300

株式会社YSナーシング
ゆうゆうassist
ナーシングホーム横浜・長者町

横浜市中区長者町3-7
フリーダイヤル
0120-255-899
TEL：045-250-5665
FAX：045-250-5661

（iii）NH長者町一般居室前払金一覧

単位：万円

9F	901	902	903	904	905	906	907	908	909	910			
	36.17㎡	57.36㎡	54.00㎡	36.18㎡	36.88㎡	35.68㎡	35.68㎡	35.68㎡	60.56㎡	64.60㎡			
	E4	C	A2	E1	E2	E3	E3	E3	G1	F			
		2人部屋	2人部屋						2人部屋	2人部屋			
	2,260	3,550	3,400	2,260	2,310	2,250	2,250	2,250	3,750	3,990	一人		
		4,083	**3,910**						**4,313**	**4,589**	二人		

8F	801	802	803	804	805	806	807	808	809	810	811	812	
	36.17㎡	57.36㎡	54.00㎡	36.18㎡	36.88㎡	35.68㎡	42.13㎡	49.62㎡	58.85㎡	55.04㎡	61.97㎡	55.56㎡	
	E4	C	A2	E1	E2	E3	D1	D2	G2	A3	A1	B	
		2人部屋	2人部屋				2人部屋	2人部屋	2人部屋	2人部屋	2人部屋	2人部屋	
	2,240	3,530	3,380	2,240	2,290	2,230	2,630	3,080	3,640	3,390	3,830	3,420	一人
		4,060	**3,887**				**3,025**	**3,542**	**4,186**	**3,899**	**4,405**	**3,933**	二人

7F	701	702	703	704	705	706	707	708	709	710	711	712	
	36.17㎡	57.36㎡	54.00㎡	36.18㎡	36.88㎡	35.68㎡	42.13㎡	49.62㎡	58.85㎡	55.04㎡	61.97㎡	55.56㎡	
	E4	C	A2	E1	E2	E3	D1	D2	G2	A3	A1	B	
		2人部屋	2人部屋				2人部屋	2人部屋	2人部屋	2人部屋	2人部屋	2人部屋	
	2,220	3,510	3,360	2,220	2,270	2,190	2,590	3,040	3,620	3,370	3,810	3,400	一人
		4,037	**3,864**				**2,979**	**3,496**	**4,163**	**3,876**	**4,382**	**3,910**	二人

6F	601	602	603	604	605	606	607	608	609	610	611	612	
	36.17㎡	57.36㎡	54.00㎡	36.18㎡	36.88㎡	35.68㎡	42.13㎡	49.62㎡	58.85㎡	55.04㎡	61.97㎡	55.56㎡	
	E4	C	A2	E1	E2	E3	D1	D2	G2	A3	A1	B	
		2人部屋	2人部屋				2人部屋	2人部屋	2人部屋	2人部屋	2人部屋	2人部屋	
	2,200	3,490	3,340	2,200	2,250	2,170	2,570	3,020	3,600	3,350	3,790	3,380	一人
		4,014	**3,841**				**2,956**	**3,473**	**4,140**	**3,853**	**4,359**	**3,887**	二人

住宅型有料老人ホーム：介護サービス等の一覧表 （ゆうゆうassistナーシングホーム横浜・長者町）

※原則として、介護サービスは居宅支援事業所の介護支援専門員が作成するケアプランに基づき、在宅サービス事業者から介護サービスを受けるものとします。在宅サービス事業者以外のサービス提供については介護保険給付の対象外とてし、利用者自身の個人的な希望によって提供されるもので、別途費用負担をいただきます。

	自立、要支援		要支援、経過的要介護		要介護Ⅰ～Ⅴ	
居　室	一　般　居　室		介　護　居　室			
介護を行う場所	一般居室		介護居室		介護居室	
	前払金及び月額利用料に含むサービス	その都度徴収するサービス	前払金及び月額利用料に含むサービス	その都度徴収するサービス	前払金及び月額利用料に含むサービス	その都度徴収するサービス
介護サービス						
○巡回						
・昼間 9時～17時	—	—	2時間毎	在宅サービス利用	2時間毎	在宅サービス利用
・夜間17時～9時	—	—	2時間毎	在宅サービス利用	2時間毎	在宅サービス利用
○食事介助	—	—	—	在宅サービス利用	—	在宅サービス利用
○排泄						
・排泄介助	—	—	—	在宅サービス利用	—	在宅サービス利用
・おむつ交換	—	—	—	在宅サービス利用	—	在宅サービス利用
・おむつ代	—	—	—	在宅サービス利用	—	在宅サービス利用
○入浴・清拭等						
・清拭	—	—	—	在宅サービス利用	—	在宅サービス利用
・一般浴介助	—	—	—	在宅サービス利用	—	在宅サービス利用
・特浴介助	—	—	—	在宅サービス利用	—	在宅サービス利用
○身体介助						
・体位交換	—	—	—	在宅サービス利用	—	在宅サービス利用
・居室からの移動	—	—	—	在宅サービス利用	—	在宅サービス利用
・衣類の着脱	—	—	—	在宅サービス利用	—	在宅サービス利用
・身だしなみ介助	—	—	—	在宅サービス利用	—	在宅サービス利用
○機能訓練	—	—	—	在宅サービス利用	—	在宅サービス利用
○通院の介助	—	—	—	在宅サービス利用	—	在宅サービス利用
○緊急時対応						
・緊急通報装置	24時間対応		24時間対応		24時間対応	
生活サービス						
○家事						
・清掃	—	—	—	1回　1,100円	—	1回　1,100円
・洗濯	—	—	—	1回　770円	—	1回　770円
・リネン交換			—	1回　1,100円	—	1回　1,100円
○居室配膳・下膳	—	—	必要に応じ適宜		必要に応じて適宜	
○理美容	—	—	出張理容（随時）	実費	出張理美容	実費
○代行						
・買い物	—	—	—	30分　1,100円	—	30分　1,100円
・役所手続	—	—	—	30分　1,100円	—	30分　1,100円
健康管理サービス						
・健康診断		年2回		年2回		年2回
・健康相談	随時		随時		随時	
・生活指導	必要に応じ随時		必要に応じ随時		必要に応じ随時	
・医師の往診	必要に応じ随時	医療保険制度で支給される以外の実費	必要に応じ随時	医療保険制度で支給される以外の実費	必要に応じ随時	医療保険制度で支給される以外の実費
入退院時、入院中のサービス						
・医療費	—	医療保険制度で支給される以外の実費	—	医療保険制度で支給される以外の実費	—	医療保険制度で支給される以外の実費
・同行サービス	協力医療機関への同行は必要に応じて随時	協力病院以外30分　1,100円	協力医療機関への同行は必要に応じて随時	協力病院以外実費30分　1,100円	協力医療機関への同行は必要に応じて随時	協力病院以外実費30分　1,100円
・居室への食事配膳				–		–
				–		–
				–		–
・入院中の洗濯		1回　1,100円		1回　1,100円		1回　1,100円
会						
・レクリエーション	適宜	材料費等は実費	適宜	材料費等は実費	適宜	材料費等は実費